

和気町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

和気町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組と今後のフォローアップ	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教育職員が心身の健康を保ちながら、専門性を発揮し、児童生徒への教育に生き生きと専念できる環境を整えることは、学校教育の質を向上させ、学校を誰もが通いたくなる魅力的な場所にするとともに、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現につながる。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)の改正により、サービスを監督する教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画を定めるものとされたことを踏まえ、教育職員の時間外在校等時間、働きやすさや働きがい等に関する目標や計画を策定した。本計画の策定により、教育職員の勤務状況を改善し、教育職員が働きやすさと働きがいを両立しながら真に必要な業務に専念することで、教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長を目指す。

なお、本計画に掲げる措置は、和気町立小中学校の職員のうち、「給特法」第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

(2) 本町の現状

町立小中学校の教育職員について、本町で導入している業務記録システムから把握した、時間外在校等時間の状況と、県教育委員会が実施する勤務実態調査における、働きやすさや働きがいについての意識は次のとおりであった。

《時間外在校等時間：令和6年度》

校種	年平均	月45時間以内の教育職員の割合	月80時間超の教育職員の割合
小学校	月30.23時間	97.5%	1.2%
中学校	月59.16時間	35.7%	25.9%

《働きやすさや働きがい：令和7年11月実施》

校種	働きやすさにおける肯定的回答	働きがいにおける肯定的回答
小学校	79%	93%
中学校	58%	81%

近年の傾向として、月当たりの時間外在校等時間の平均は減少してきているものの、依然として月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える者がおり、個人差の拡大や二極化といった課題が見られ、特に、中学校において顕著である。

前述の勤務実態調査における、別の設問に対する回答によると、全体で93%の教育職員が時間を意識した働き方を心掛けており、意識改革は進んでいることがうかがえる。しかしながら、授業準備の時間が取れていると回答した教育職員は48%、児童生徒と向き合う時間が取れていると回答した教育職員は68%であり、効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況にあるとは言い難い実態である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、次のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1年間（年度）における、月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする。
- ・ 全ての教育職員の月当たりの時間外在校等時間を45時間以内にする。

(2) 働きやすさや働きがい等に関する目標

- ・ 勤務実態調査において、働きやすさを感じていると回答した教育職員の割合を75%以上にする。
- ・ 勤務実態調査において、働きがいを感じていると回答した教育職員の割合80%以上を維持する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

※本計画は、和気町の最上位計画である「第2次和気町総合計画（後期）基本計画」の施策とも関連しており、毎年度、取組の成果と課題を検証し、必要に応じて計画を見直す。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次に掲げる内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

●末尾の【 】は、R7.9.26「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)」の別添4に示された「学校と教師の業務3分類」の関連する番号。

- ・ 時間外勤務を前提としない登下校時刻の設定に努め、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。【1】
- ・ 地域行事等における補導業務を学校以外が担う。【2】
- ・ 学校徴収金の徴収回数を最小限にして全校で統一し、督促業務を町教育委員会が担う。【3】
- ・ オンラインアプリを通じて、各種調査やアンケートを実施する。【6】
- ・ 保護者への全校一斉連絡や配布物は、全校統一の保護者連絡アプリを通じて、町教育

委員会が行う。【7】

- ・ICT支援員を配置し、全校を定期的に巡回する。【7】【8】
- ・スクールサポーターを全校に配置する。【11, 12, 14, 19】
- ・部活動の地域展開を進め、原則として、休日は地域クラブ活動、平日は学校部活動として実施する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充を進める。【13】
- ・業務アシスタントを全校に配置する。【15】
- ・クラウドを活用し、教材等の情報共有を図るとともに、デジタル採点ソフトの活用を継続する。【15, 16】
- ・生成AIの活用による効率化の好事例を発信し、利活用の拡充を図る。【16】
- ・大学と連携した教育活動を実施する。【17】

(2) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、真に必要な時数となるよう設定する。
- ・オンラインアプリでの欠席連絡や勤務時間外の自動応答電話設定、アプリ内の連絡帳機能の活用による配布文書のデジタル化を推進する。
- ・実態に応じて、最終退校時刻を設定する。
- ・学校運営協議会やPTA（サポーターズ）総会等で、学校における働き方改革について議題として取り扱い、働き方改革の目的を地域・保護者等と共有し、連携・協働しながら取組を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・夏季及び冬季休業中に連続7日間の学校閉庁日を設定する。
- ・年次休暇の計画的な取得を促進する。
- ・月1回以上の定時退校日の設定を推進する。
- ・月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた職員について、当該職員が申し出た場合は、医師等による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施を継続し、結果について、高ストレスが認められたと自己申告があった場合は、医師等による面接指導を実施する。
- ・町教育委員会学校教育課を心身の健康問題に関する相談窓口とすることで、早期発見や適切な対応を図る。

5. 関連する取組と今後のフォローアップ

- ・取組の着実な実行を図るため、本計画に定める目標の達成状況及び取組の実施状況を把握し、毎年度、教育委員会会議及び総合教育会議において報告し、町のホームページで公表する。
- ・時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、町立小中学校に導入している業務記録システムで把握し、働きやすさや働きがい等に関する目標については、県教育委員会が実施する勤務実態調査で把握する。
- ・町教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、各学校においては、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・学校の指導・運営体制の充実のための人員配置や、部活動の地域展開の推進等に当たっては、町長部局と連携を図りながら取り組む。

(参考資料)

学校と教師の業務の3分類

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

- 4 -